

2015 July

7

No.785

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



## 今月の記事

### ● 日本年金機構

- ・ 事業主の皆様へ ..... 2
- ・ 各種適用関係届の提出について ..... 2
- ・ 70歳以上で在職している方は特別な届出が必要です ..... 3

### ● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 被扶養者(ご家族)向けの協会けんぽの健診 ..... 4~5
- ・ 届書、申請書作成支援サービスを始めました ..... 5
- ・ 唐津年金事務所内の協会けんぽ窓口の廃止について ..... 5

### ● 佐賀県社会保険協会

- ・ 佐賀県社会保険協会 会長あいさつ ..... 6
- ・ 平成26年度 一般財団法人佐賀県社会保険協会事業報告・決算報告 ..... 6
- ・ 平成27年度 年金シニアライフセミナー ..... 6
- ・ 平成27年度 社会保険協会事務講習会のごあんない ..... 7

- ・ 年金相談窓口開設カレンダー ..... 8
- ・ 国民年金保険料免除制度の申請手続きを! ..... 8

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう

## 事業主の皆様へ

### 「算定基礎届」の提出はお済みですか？

- 「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。（給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。）
- 「算定基礎届」の提出がありませんと、「標準報酬月額」の見直しができませんので、提出がお済みでない場合は、早急にご提出をお願いします。
- 平成27年5月31日以前から被保険者である方は、「算定基礎届」の提出が必要です。（6月初旬にお送りしております「算定基礎届」は、5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、平成27年5月31日以前から被保険者である方で、送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによるお届けが必要となります。）
- 現在、被保険者の方が「0人」であっても、「総括表」の提出が必要です。

### 「賞与支払届」の提出をお忘れなく!!

- 被保険者に賞与を支給したときは、支払った日から5日以内に「賞与支払届」と「総括表」の提出が必要です。
- 賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことを「標準賞与額」といいます。保険料の計算は、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算することとなります。
- 「賞与支払届」（紙様式またはCD）に「総括表」（紙様式）を添付のうえ、提出してください。
- 賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「総括表」の「不支給 1」に○印をつけて提出してください。

### 各種適用関係届の提出について 日本年金機構福岡広域事務センターへの送付をお願いします。

資格取得届、資格喪失届、被扶養者（異動）届、賞与支払届、算定基礎届、月額変更届など各種届書を提出される場合は下記の所在地へ

〒812-8579 福岡市博多区博多駅前2丁目10-19 福岡ファッションビル2F  
日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用第2グループ

\*年金事務所に提出された場合であっても福岡広域事務センターへ回送しますので、回送に係る期間について処理が遅れます。

## 70歳以上で在職している方は特別な届出が必要です

(平成19年4月から70歳以上の方にも厚生年金の在職老齢年金制度を適用することとなったため必要な届出です。75歳以上の健康保険に加入していない方であっても届出が必要ですのでご注意ください。)

### 届出が必要な対象者 次の要件すべてに該当する方

- 昭和12年4月2日以降にお生まれの方であって70歳以上の方  
\*被用者年金一元化法の施行に伴い、年齢に関係なく在職老齢年金制度を適用することとなるため昭和12年4月1日以前にお生まれの方も平成27年10月1日以降は提出が必要です。
- 厚生年金保険の加入事業所にお勤めの方であって、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般従業員の概ね4分の3以上の方(いわゆる社会保険に加入すべき勤務条件の方)
- 過去に厚生年金保険の加入期間がある方

### ● 70歳以上被用者 該当・不該当届

#### ● 該当届

対象者を新たに雇用したときや、70歳未満の厚生年金保険の加入者が70歳になられ、引き続き雇用されるときに提出してください。

なお、70歳になられ、引き続き雇用される場合は、「厚生年金保険被保険者資格喪失届」も同時に提出してください。

#### ● 不該当届

対象者が退職または死亡されたときに提出してください。

なお、対象者が健康保険の加入者である場合は、「健康保険被保険者資格喪失届」も同時に提出してください。

### ● 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届

#### ● 算定基礎届

7月1日現在、70歳以上の方は、実際に4月・5月・6月に受けた報酬等を記載し、提出してください。

#### ● 月額変更届

固定的賃金の変動した月以降3ヶ月間の報酬の平均額を計算して、標準報酬月額相当額が2等級以上変わったときに提出してください。

#### ● 賞与支払届

70歳以上の方に賞与を支給したときに提出してください。

**事業主様、従業員の皆様にご回覧願います**

## 被扶養者(ご家族)向けの協会けんぽの健診

本年4月に、40歳～74歳の被扶養者がおられる「被保険者のご自宅」に「被扶養者向けの健診のご案内」をいたしました。ご利用いただきましたでしょうか?あらためまして、協会けんぽのご家族向けの健診を紹介します。

年に1回に限り、協会けんぽが補助しますので、

佐賀県内で健診をご利用される場合、健診費用は**500円以内**です。

※他県で受診される場合は金額が異なる場合があります。

ワンコインで、下記の充実した健診をご利用できます。



### ご家族向けの健診(特定健診)

右記の内容を



以内で

ご利用できます

項目	検査の内容	基準値から外れた場合に考えられる主な病気
診察等	視診・触診・聴打診など	—
問診	現在の健康状態や生活習慣(飲酒、喫煙の習慣)などを伺い、検査の参考にします。	—
身体計測	身長・体重・腹囲を測ります。	動脈硬化・糖尿病・脂質異常症など
血圧測定	血圧を測り、循環器系の状態を調べます。	高血圧症・動脈硬化・心疾患・脳卒中など
血中脂質検査	中性脂肪や善玉・悪玉コレステロールを測定します。	動脈硬化・脂質異常症など
肝機能検査	肝細胞の酵素を測定し、肝機能などの状態を調べます。	肝臓の病気など
血糖検査	空腹時血糖などを測定します。	糖尿病など
尿検査	腎臓、尿路の状態を調べます。	腎臓の病気など

さらに…必要に応じて、下記の2点があります。

**無料**

#### 【詳細な健診】

・前年度の健診結果をもとに、医師の判断で実施される健診です。

- 心電図検査
- 眼底検査
- 貧血検査

#### 【保健指導】

・メタボリックシンドロームのリスクが高い方に、ご案内が行きます。その際は、当協会または健診機関にご相談ください。



メルマガのご登録はこちらから!  
役立つ情報が満載です!



## 受診までの流れ

① 受診券がご自宅に届きます



受診券

② 健診機関へ受診予約をします

ご利用可能な健診機関については、[協会けんぽ佐賀支部のホームページ](#)、もしくは、[受診券と一緒に同封されている「案内」](#)をご確認ください。



協会けんぽ佐賀支部ホームページ

特定健診

被扶養者(ご家族)向け

クリック

③ 受診当日

下記の3点を持参下さい

- 1 受診券
- 2 健康保険証
- 3 健診費用



受診券



健康保険証



健診費用

「受診券をなくされた方」もしくは「受診券はまだ届いていないけど、早めに健診を受けたい方」は、**お気軽にご連絡ください。TEL0952-27-0615** (協会けんぽ佐賀支部・保健グループ直通)



## そのほかのお知らせ

### 届書・申請書作成支援サービスを始めました

協会けんぽのホームページにて、画面に表示される案内に従って項目を入力いただき、申請書を作成できるサービスの提供を開始いたしました。記入項目の説明を参照しながら入力できるほか、記入漏れや記入誤りによる再提出の手間が少なくなります。

① 協会けんぽのホームページにアクセス

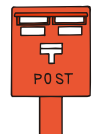


② 画面に表示される項目を入力

③ 項目が入力された申請書を印刷



④ ご加入の協会けんぽ支部へ提出(郵送可)



**これに伴い、電子申請サービスは平成27年6月7日から休止させていただいております。**

### 唐津年金事務所内の協会けんぽ窓口の廃止について

協会けんぽ佐賀支部では窓口相談体制の見直しを行った結果、**唐津年金事務所内の協会けんぽ窓口を平成27年6月末日をもって廃止とさせていただきます。** 加入者及び事業主の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。なお、お手続きはすべて郵送でできます。長い間、ご利用ありがとうございました。



全国健康保険協会 佐賀支部  
協会けんぽ

〒840-8560  
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル2階  
TEL 0952-27-0611(代表)



### 会長あいさつ

一般財団法人佐賀県社会保険協会 御厨 誠

佐賀県社会保険協会の会員の皆様には、ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
 日頃から本協会の事業運営につきましては、ご理解ご協力とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。  
 宮島傳二郎前会長の死去による後任会長として、先の理事会におきましてご承認を頂いたところでございます。  
 本協会はこれまで、年金機構・健康保険協会等と社会保険制度の円滑な運営に協力しながらその役割を果たしてきたところです。  
 これからも関係機関と連携を密にしながら協会設立の目的に沿って、会員事業所様、従業員とその家族の皆様の健康保持と福祉の増進を目指して事業を進めてまいります。  
 今後とも、皆様方の一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



## 平成26年度 一般財団法人佐賀県社会保険協会 事業報告

一般財団法人佐賀県社会保険協会の理事会・評議員会が開催され、平成26年度事業、収入支出決算が審議され、可決・承認されましたので報告します。

社会保険制度の普及・啓発、健康維持と福祉の増進を図り、社会保険制度の円滑な運営に資するため、各種事業を実施しました。

種別	名称	実施年月	内容
会議	監事会	26年5月	平成25年度事業・会計監査
	理事・評議員会	26年6月	平成25年度事業・決算
		27年2月	評議員会開催の件
		27年3月	平成27年度事業計画・予算
講習会 説明会等	社会保険 事務説明会	26年6月	県内6会場で算定基礎届・健康保険の説明・資料配布1,028名の参加
	社会保険 事務講習会	年間	佐賀・鳥栖・唐津・武雄で延べ40回955名参加
	年金シニア ライフセミナー	26年7・8月	県内4回会場で開催、69名参加
	年金相談	随時	社会保険労務士による事業所に出向いての年金相談、3事業所87名参加
健康づくり	健康相談	随時	保健師による事業所に出向いての健康相談、3事業所65名参加
	カラダプラスワン	年間	パソコン・携帯からの参加で健康づくりへの意識改革、62名参加
	DVD貸出	年間	健康啓発DVDの貸出 27年2月～ 10事業所申込み、288名視聴
広報	社会保険さが	毎月	社会保険の現況、関係法令の改正解説 諸手続の実務等周知するため毎月送付
	諸資料	随時	事務手続・健康づくりカレンダー・業務案内・チラシ等配布 ホームページによる協会事業等の広報
関係機関との 連携協力	佐賀県社会保険 委員会連合会	随時	委員研修会・事務講習会・年金セミナー・健康づくり事業(委員会と共催) 佐賀ブロック・ボウリング大会 8チーム24名参加 唐津ブロック・ソフトボール大会 8チーム112名参加(地区予選 18チーム参加) 武雄ブロック・ボウリング大会 11チーム33名参加


### 平成26年度決算報告

平成26年度正味財産予算実績表 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで			
科目	予算額	決算額	
経常収益			
会費	31,000,000	29,189,000	
利息	1,000	6,381	
雑収入	0	20,850	
経常費用			
事業費	26,611,000	22,746,965	
管理費	4,390,000	3,611,476	
正味財産期首残額	32,794,239	32,938,648	
正味財産期末残額	32,794,239	35,796,438	

平成27年度 「こんなはずじゃなかった」防止!

## 年金シニアライフセミナー

～現役引退後・これからの「不安…」を「楽しみ!」に変える4時間～



実施時間(各会場共通)

12:45 受付  
13:00 開始  
16:40 終了

**佐賀会場**

平成27年7月5日(日)

会場/マリトピア 佐賀市新栄3-7-8

**唐津会場**

平成27年7月12日(日)

会場/唐津国民宿舎虹の松原ホテル  
唐津市東唐津4丁目(虹の松原)

【お問い合わせ先】 TEL0952-26-3171

平成  
27  
年度

# 社会保険事務講習会のご案内

## 7月『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、社会保険の適用の基礎をわかりやすく学びます【初級編】

## 8月『出産・育児・介護に関する講習』

出産・育児・介護休業の手続きや給付等に関する講習を行います

地区	平成27年	会場	地区	平成27年	会場
佐賀会場	7月9日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	武雄会場	8月5日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
武雄会場	7月17日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	佐賀会場	8月6日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	7月23日(木)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)	唐津会場	8月21日(金)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
鳥栖会場	7月30日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	鳥栖会場	8月28日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
講師 ● 社会保険労務士			講師 ● 社会保険労務士		
対象者 新しく社会保険の事務担当になられた方			対象者 社会保険事務担当者の方		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

参加料

**会員事業所は無料** (平成27年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会

〈キリトリ線〉

## 社会保険事務講習会 参加申込書



整理番号			☞おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『新任担当者のための適用実務』 (佐賀・武雄・唐津・鳥栖) 会場 平成 年 月 日( )	『出産・育児・介護に関する講習』 (武雄・佐賀・唐津・鳥栖) 会場 平成 年 月 日( )	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 _____ 事業所電話番号 ( ) - _____		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

\* 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

平成27年8月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 延長相談 19時まで	4 鹿島市民会館 (予約)	5 多久市役所 (予約)	6	7 伊万里市役所 (予約)	8 年金事務所 休日相談日 (予約)
9	10 延長相談 19時まで	11 基山町役場 (予約)	12 有田町役場 (東庁舎) (予約)	13	14 伊万里市役所 (予約)	15
16	17 延長相談 19時まで	18 鹿島市民会館 (予約)	19 多久市役所 (予約)	20	21 伊万里市役所 (予約)	22
23/30	24/31 延長相談 19時まで	25 基山町役場 (予約)	26 有田町役場 (本庁舎) (予約)	27	28 伊万里市役所 (予約)	29

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15~19:00  
年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00

出張相談【予約制】		
出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00~15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00~16:00	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	9:30~15:30	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
鹿島市民会館	10:00~16:00	有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎
	10:00~15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00~13:00の時間帯は除きます。  
※年金事務所では予約による年金相談を受付けております。  
※希望される日の前日までにお申込ください。

予約申込先  
●佐賀年金事務所……………☎0952-31-4191  
●唐津年金事務所……………☎0955-72-5161  
●武雄年金事務所……………☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖（オフィス）でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30~17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

## 国民年金保険料免除制度の申請手続きを！

国民年金保険料の納付が困難なときは

### ① 免除（全額免除・一部納付）申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に手続きすることにより、保険料の納付が全額免除又は半額納付などの一部納付となります。

※なお、一部納付（一部免除）については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

### ② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が猶予されます。

### ③ 学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が猶予されます。



### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成27年7月分保険料の納付期限は平成27年8月31日（月）です。